

財政見直しにおけるスライド条項の適用される範囲

企画経営部 財政課

1 スライド条項の適用範囲について

財政見直しでは、昨今の物価・賃金などの上昇を鑑みて作成しています。

まず、物件費については、内閣府が試算する「中長期の経済財政に関する試算（令和8年1月22日経済財政諮問会議提出）」における消費者物価上昇率を参考に見込んでいます。

次に、投資的経費のうち新ごみ処理施設整備事業については、次期スライド条項適用による事業費増を見込み、その他の投資的経費については、建設工事費デフレーター（建築総合）などの上昇率を参考に見込んでいます。

2 新ごみ処理施設建設に係るスライド条項の適用回数について

今回作成した財政見直しにおいては、15・16ページにおいて3つの前提条件によるシミュレーションを掲載しています。このうち「リスク中位ケース」では令和8年度以降の新ごみ処理施設建設におけるスライド条項を1回で見込んでいますが、高い経済成長を前提とした「リスク高位ケース」では新ごみ処理施設建設工事終了年度まで毎年度スライド条項が適用された場合のシミュレーションを行っています。

新ごみ処理施設建設に係るスライド条項については、昨今の物価・賃金などの上昇を鑑みると、事業者から今後もスライド条項の適用を求められ、事業費が増額する可能性があると考えられます。その内容については、事業者の提示があってから協議を行うものになるため、現時点では具体的な時期や適用回数の設定は困難であること、スライド条項の適用回数によって収支不足累計額に大きく幅が生じることから、このように複数の条件でシミュレーションを行っています。